

再生手続開始申立書 (小規模個人再生)

大阪地方裁判所 _____ 御 中

平成____年____月____日

===== 申 立 人 =====

ふりがな
氏 名 : _____ 印

生 年 月 日 : 昭和 ____年____月____日 年 齢 : _____ 歳

住民票上の住所 : _____

現 住 所 : 〒 _____

連絡先電話番号 : _____ 自宅 勤務先 その他

F A X 番 号 : _____ 電話共用

送達場所の届出 (※現住所と異なる場所で裁判所からの書類を受け取ることを希望する
場合にのみ、その住所を記入して
ください。)

===== 書 類 作 成 者 =====

司 法 書 士 : _____ ④

事務所所在地 : _____

電話番号 : _____ FAX 番号 : _____

申 立 て の 趣 旨 等

- 1 申立人について、小規模個人再生による再生手続を開始する。
との決定を求める。

※ あなたについて小規模個人再生による再生手続を行うことが相当でないとは裁判所が判断することになった場合に備えて、あらかじめ、通常の再生手続により手続開始決定をすることを求めておくことができます。その場合2の口に✓印を付けてください。

印がない場合には、小規模個人再生以外では、再生手続の開始を求めているものとして取り扱われることとなります。

- 2 小規模個人再生を行うことが相当と認められない場合には、
 通常の再生手続の開始を求める。

申 立 て の 理 由 等

- 1 申立人の負担する債務は、添付の**債権者一覧表**に記載したとおりであり、総額5000万円（※1）を超えていないが、申立人の財産の状況及び収入の額等は、この申立書に添付した**陳述書**に記載したとおりであり、申立人には、破産の原因となる事実の生ずるおそれがある。

申立人は、**陳述書の「第1 職業、収入の額及び内容等」**（5ページ）に記載したとおり、将来において継続的にまたは反復して収入を得る見込みがあり、下記2の方針により再生計画案を作成し、再生債権者の一般の利益に反しない弁済を行うことができる。

2 再生計画案の作成の方針についての意見

各再生債権者に対する債務について、相当部分の免除を受けた上、法律の要件を充たす額の金銭を分割して支払う方針である。

住宅資金特別条項（※2）

なお、申立人所有の住宅（財産目録「1 1 不動産」記載の土地、建物等）に関する住宅資金貸付債権については、債権者と協議の上、住宅資金特別条項を定める予定である。

（※1 総額には、住宅資金貸付債権の額及び担保権による回収見込額は除かれます。）

（※2 住宅ローン債務について再生計画で特別な条項を定める予定がある場合には、に✓印をつけてください。）

添 付 書 類

別添の「再生手続開始申立書(小規模個人再生)の添付書類一覧表」のとおり